

河川砂利等の採取希望者の公募について

「秋田県河川砂利等採取公募要領」に基づき、次により採取希望者を公募します。

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

秋田県北秋田地域振興局長

- 1 河川の名称 一級河川米代川水系阿仁川
- 2 採取の場所 北秋田市阿仁前田地先（別添位置図のとおり）
- 3 河川砂利等採取の概要
 - (1) 採取する範囲 延長約 4 2 5 m (別添平面図のとおり)
 - (2) 採取の深さ (別添標準断面図のとおり)
 - (3) 採取量の概数 約 1 0, 0 0 0 m³
 - (4) 採取の期間 採取の認可等があった日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

4 採取者の要件

採取者は、次に掲げる要件をすべて満足するものとする。

- (1) 秋田県内に主たる営業所を有すること。
- (2) 砂利採取法第 3 条に基づく登録事業者である者。
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）に基づいて設立された組合又は中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）に基づいて設立された協同組合で、その構成員の全てが砂利採取法第 3 条に基づく登録事業者であるもの（以下「組合等」という。）若しくは過去に河川砂利採取又は元請けとして河道掘削工事の実績を有する者。
- (4) 砂利等採取の認可等の内容及び条件の完全な履行を確保し、採取跡地の未整備による河川管理施設や許可工作物の洗掘被害等の災害を防止するため、組合等の保証が得られる者。ただし、組合等が申請者である場合は不要とする。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 河川砂利等採取参加申出書提出期限の日から地域審査会で選定される日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 秋田県税に滞納がないものであること及び社会保険に加入し、かつ、社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。

5 河川砂利等の採取に必要な条件

- (1) 河川砂利等の採取により発生した建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づくほか、建設廃棄物処理指針（平成11年3月23日環境省環廃物第20号）及び建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12付け建設省経建発第3号）に準拠し、採取者の責任により適正に処理すること。
- (2) 官公庁の休日または夜間に作業を行うにあたっては、事前に理由を付した書面を河川管理者に提出すること。
- (3) 現場に搬出路がないときは、その設置場所等について河川管理者と協議するとともに、採取者自らの負担により設置すること。
- (4) 河川砂利等の採取において他に損害を与え、又は与えるおそれがあるときは、採取者の責任において解決すること。
- (5) 採取者は、異常出水等により河川砂利等の採取箇所に土砂が堆積し、砂利採取法第16条の採取計画に変更が生じた場合には、同法第20条に基づく変更手続きを速やかにとること。
- (6) その他、河川管理者が必要とするもの。

6 申出書の提出

- (1) 申出書採取希望者は、河川砂利等採取参加申出書（別記第1号様式）に次の書類を添付しなければならない。

ア 河川砂利等採取計画書（別記第2号様式）

イ 河川砂利等採取実績調書（別記第3号様式）、または、河道掘削工事实績調書（別記第4号様式）

ウ 県税納税証明書

エ 社会保険料納入確認書

オ その他北秋田地域振興局建設部河川砂利等採取者公募審査会（以下、地域審査会という。）が必要と認める書類

- (2) 提出期間 令和7年10月31日(金)から令和7年11月14日(金)まで（県の休日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
- (3) 提出場所 北秋田地域振興局建設部保全・環境課河川保全チーム
- (4) 提出方法 持参による。

7 公募に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ

公募内容に関する質問がある場合は、書面により提出すること。

- (2) 提出期間 令和7年10月31日(金)から令和7年11月7日(金)まで(県の休日を除く、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))
- (3) 提出場所 北秋田地域振興局建設部保全・環境課河川保全チーム
- (4) 提出方法 持参による。
- (5) 回答 河川砂利等採取参加申出書の提出期限の3日前までに、北秋田地域振興局建設部のホームページに掲載する。

8 採取者の選定方法

地域審査会は、採取希望者の河川砂利等採取計画書等の内容を審査の上、総合的に判断し、適切に採取を行うことができると認められる採取者を選定する。ただし、審査の結果、河川砂利等採取計画書等に記載された内容に差異が認められない場合は、地域審査会においてくじにより選定する。

9 採取者決定の通知及び問い合わせ

河川管理者は、令和7年11月28日(金)までに、前項の審査及び決定結果を書面で採取者及びそれ以外の者に通知するものとする。

10 採取の許可等の申請手続き

採取者の決定通知を受けた者は、河川管理者に対し河川法第20条に基づく河川の維持の承認及び同法第25条の規定に基づく土石の採取の許可並びに砂利採取法第16条の規定に基づく採取計画の認可の申請手続きを、決定通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に行うこと。

11 完了届の提出及び完了検査

採取者は、河川砂利等の採取が完了したときは、速やかに出来形図及び完成写真を添付した完了届を河川管理者に提出しなければならない。

また、河川管理者は、完了届を受理したときは、速やかに完了検査を行うものとする。

12 その他

- (1) 河川砂利等の採取に要する費用は、河川法第69条の規定により採取者が負担しなければならない。
- (2) 採取者は、砂利採取法第16条の規定に基づく認可を要する場合、当該認可の申請に対する審査の手数料については、「秋田県標準事務関係手数料徴収条例」(平成12年条例第19号)に定める手数料について負担しなければならない。また、秋田県河川流水占用料等徴収条例(平成12年条例第102号)に定める土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料についても負担しなければならない。
- (3) 河川砂利等採取参加申出書及び添付書類並びに採取の認可等の申請書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された河川砂利等採取申出書及び添付書類は返却しない。